

病院情報システム 共通仕様書

1	2022年2月に更新予定の電子カルテシステムと同時期に導入すること。
2	導入するサーバは、2029年3月まで修理部品がメーカーから供給される機器を導入すること。
3	サーバは南棟6Fサーバルームに設置すること。
4	病院資産のウィルス対策ソフトを各クライアントへインストールすること。なお、システム運用に影響がある場合は検索除外リストを管理者へ提出すること。
5	病院資産のタイムサーバへ接続し、時刻同期を行うこと。なお、サーバ及びクライアントの起動時に必ず時刻同期を行えるように起動ファイル等の設定すること。
6	病院指定の外部接続機器制限ソフトを購入し、各クライアントへ設定すること。設定内容については、管理者と協議すること。
7	USB経由の外部機器接続は原則禁止とする。但し、業務上最低限必要なものについては、接続許可申請を管理者へ提出することにより、接続を認めるものとする。
8	CD/DVDドライブについて、書き込みを禁止すること。なお、設定ソフトは、病院指定の外部接続機器制限ソフトを利用すること。
9	クライアントのアクセス権において、ユーザは原則ユーザ権限で業務を行うものとするが、管理者権限で行わなければならない場合があれば、管理者と協議することとする。
10	サーバ及びクライアントのハード保守については、導入費用に5年間(可能であれば7年間)のサポート契約を含めること。
11	UPSの定期交換については、初期不良を除き、寿命期間に応じて、事前に予防交換を実施すること。その際にかかる費用は、導入費用もしくは保守費用に含めること。
12	サーバ機については、最新の機種を導入することとし、購入前に機種仕様を甲へ提出し、承認を受けること。
13	サーバ機のOSは、最新バージョンを導入すること。システム動作保証等の理由により、旧バージョンを導入する場合は、事前に甲の承認を得ること。
14	サーバ機のネットワークアダプタは2ポート以上を搭載し、冗長化をさせること。
15	サーバ障害時にデータ復元を可能とする外部記憶装置へのバックアップが可能となる機器を導入すること。なお、外部記録媒体を利用するときは最低週一回は交換しながら利用していくこと。
16	UPSの自動シャットダウンが始まるまでの待機時間については、最低10分以上もしくはランタイム重視制御等の設定をすること。
17	OAソフト製品は、ガバメントオープンライセンスで購入すること。
18	電子カルテ等の病院情報システムと連携すること。
19	連携が必要な全ての部門システムと連携すること。
20	サーバ室に設置する機器は、すべてラックマウント型とすること。
21	サーバ室に設置する機器は全て施錠しない状態で設置すること。

22	ラック内のネットワーク機器及びLAN配線は受託者が準備すること。但し、基幹ネットワークからサーバラックまでのLAN配線については、管理者と協議し、決定すること。
23	サーバ等の電源については委託者が準備するため、必要な容量をサーバ設置の2か月前までに管理者へ報告すること。
24	リモート保守に必要なルータ等の機器・回線等は受託者が準備すること。
25	リモート保守の一元化を検討しているため、LANの空きポートを一口用意しておくこと。
26	サーバ及びクライアント等機器は、一意的に識別可能なIDを付与し、テプラ等で本体に貼付けを行うこと。また、サーバ機については、故障時の保守連絡先もテプラ等で本体に貼り付けを行うこと。
27	サーバ及びクライアント等機器の一覧表を作成すること。なお、一覧表に必要な項目は、識別可能なID、機器名称、型番、シリアル番号、IPアドレス、部品供給期限、設置場所等とする。
28	当院では、全てのサーバの運用監視を行っているため、当院に常駐するオペレータに運用監視するべき事項や緊急時の連絡先等を必ず引き継ぐこと。
29	契約してから本稼働までの作業工程表を提出すること。機器設置、データ移行等を含む。
30	レーザプリンタは電子カルテシステムと同じ機種を導入すること。
31	サーバ保全の観点より、サーバ再起動を原則、毎週日曜日AM3時に自動設定すること。
32	ハードウェア・ソフトウェア・ネットワーク等の全体構成図を提出すること。